習志野市立中央図書館 学習室の利用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は中央図書館学習室の利用にあたり必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 学習室を利用できる者は次のとおりとする。

- (1) 習志野市立図書館カードの交付を受けた市民、在勤者及び在学者
- (2)その他、館長が必要と認めた者

(利用方法)

第3条 学習室を利用する者は、利用しようとする日の当日に、館内の座席予約端末で申し込みのうえ 予約時間内にのみ指定された席を利用することができる。利用中は指定された席の机上に座席予約表 を掲示するものとする。

2 予約できるのは I コマに限るものとし、新たな予約は当該利用時間終了の20分前より受け付けるものとする。

(利用者の遵守義務)

第4条 利用者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1)利用時間を厳守すること。
- (2) 長時間荷物を置いたまま席を離れないこと。
- (3) 会話や騒音等で他の利用者に迷惑をかけないこと。
- (4)飲食をしないこと。ただし、蓋のついた容器での水分補給はすることができる。
- (5) ごみは持ち帰ること。
- (6) 利用時間前に予約を取り消す場合または利用時間中に終了する場合は、座席予約端末にて取り消し処理をすること。
- (7) その他、館長が管理運営上必要と認めたこと。

(利用時間)

第5条 学習室の利用時間は別表第1のとおりとする。

附則

この要領は、令和2年7月17日から施行する。

別表第1(第5条)

利用時間
9 時~10 時 50 分
時~ 2時50分
13 時~ 4 時 50 分
15 時~ 6 時 50 分
17 時~ 9 時 50 分